



今冬の除排雪について

今冬の除排雪体制 ～ 除雪センターの集約と充実



降雪状況（12月23日現在）

- ◆ 累積降雪量 1 8 9 cm
（過去10年平均と同程度）
- ◆ 積雪積算値 7 7 9 cm
（過去10年間で3番目に多い）

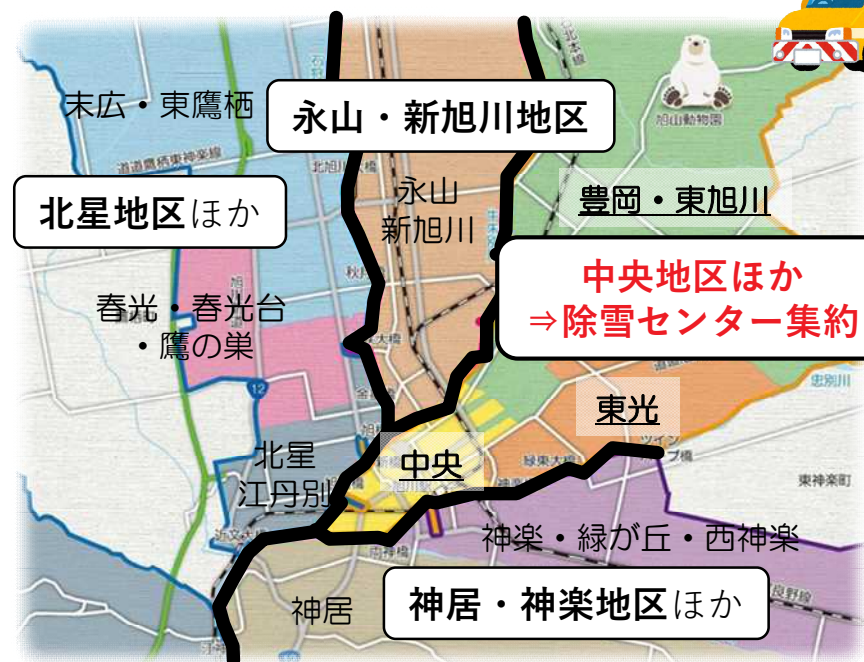
除排雪体制

- ◆ 市内の4つの共同企業体で実施
- ◆ 除排雪企業は45社
- ◆ ローター除雪車など、除雪機械の登録数は523台
- ◆ 運転手の登録は623人の体制



除雪センターの集約と充実

- ◆ 中央、豊岡・東旭川、東光の各地区の除雪センターを試行的に1ヵ所に集約！
- ◆ 新たに道路パトロール体制を強化！



今冬の除排雪体制 ～ 除雪センターの集約と充実



改善要望の対応力向上

- ◆ 「あさひかわくらしのアプリ」内に除排雪の改善要望を通報できる**専用フォーム**を開設！
- ◆ 写真や位置情報を添付して除雪の改善を要望できる！
- ◆ 通報は市と除雪センターに同時に配信されます！



右図

「あさひかわ
くらしのアプリ」
から
通報フォーム
への
案内及び
通報フォーム画面の例



▲この画面は動作確認用です。一般公開用の画ではありませんのでご注意ください。

旭川市
除排雪に関する改善要望
通報フォーム

注意事項

- 緊急の場合は土木事業所（0166-36-2244）又は各地区の除雪センター（電話番号はこちら【一覧をリンク】）までお電話でお知らせください。
- 提供いただいた全てについて、必ずしも除雪・排雪などの対応をするものではありません。
- いただいた通報に対し、個別に対応状況などの報告は原則いたしませんので、御理解願います。
- スマートフォンを操作する場合は、安全な場所で使用してください。
- 通信料は、自己負担となりますので御留意ください。

☐ 確認しました

不具合の CATEGORY を選んでください
必須

- ☐ 除雪に入っていない
- ☐ 除雪の仕方が悪い
- ☐ ザクザクと雪が落ちる
- ☐ 雪の置き方について
- ☐ 除雪で物が破壊
- ☐ 開口の雪の処理について
- ☐ 交差点の雪について

不具合が生じている箇所を教えてください 必須
地図から場所を指定してください 必須

地図 航空写真

旭川市

緯度 必須 経度 必須

現在地を参照

不具合が生じている場所を簡単に文章でご説明ください

通報フォームのイメージ

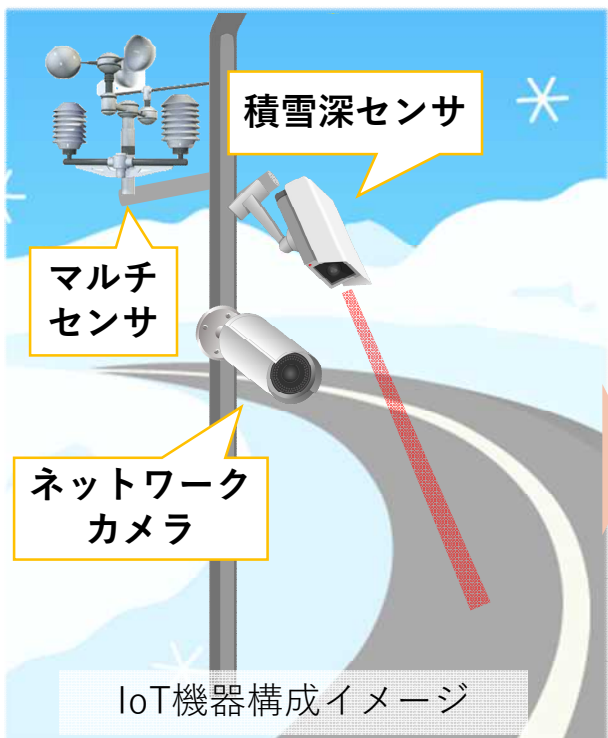
【担当】土木部雪対策課

今冬の除排雪体制 ～ 除雪DXの推進



積雪センサー・ライブカメラの設置

- ◆ 積雪状況監視・通報システムを構築
郊外雪見パトロールの効率化，省人化
- ◆ 令和6年度は旭川空港アクセス路線1箇所に
設置・運用開始 ※将来的に13箇所設置予定



リアルタイムで積雪状況を監視



映像鮮明化装置の設置

- ◆ 視界不良時（ホワイトアウト）における除排雪
作業の安全性を向上
- ◆ 郊外路線（東鷹栖，東旭川，神居）の除雪車両
3台に配備 ※R5の1台と合わせて合計4台

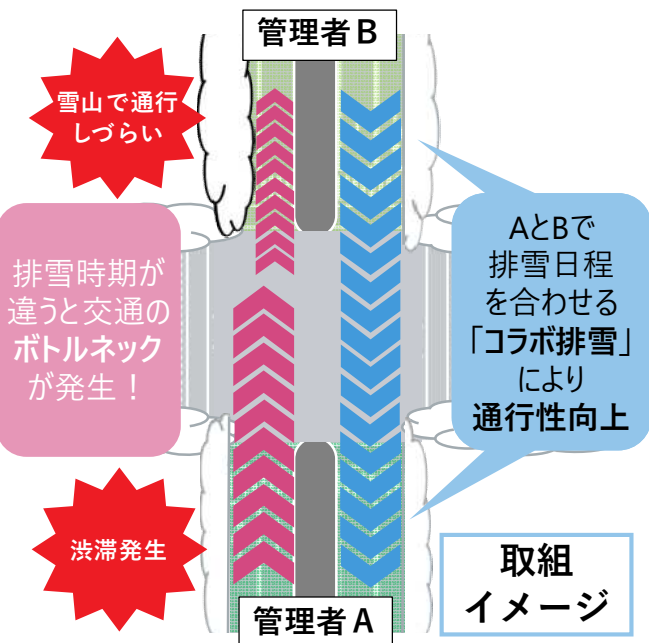


今冬の除排雪体制 ～ コラボ排雪の実施



「コラボ排雪」とは

- ◆ まちなかの道路管理者が異なる幹線道路で、**排雪日程を最大限合わせて路線の通行性を向上**させる取組
- ◆ 4条通を境に道路管理者が異なる「**緑橋通**」で北海道と市が協力して実施！



※地理院地図を加工して作成



【担当】土木部雪対策課

今冬の除排雪体制 ～ 雪対策に関わる支援制度



タイヤショベル・ダンプトラックの貸出し

- 自主的に道路の除排雪を実施する町内会などに
タイヤショベル又はダンプトラックの
どちらか一方を無償貸出します。

「期間」 ・ 12/20～3/20
・ 1シーズン1回

「受付時間」 ・ 9:00～17:00

【お問合せ：該当地区の除雪センター】



小型除雪機等の貸出し

- ボランティア活動として高齢者や障害のある方の住宅内の
除雪をされる方、又は自主的に道路を除雪される町内会に
対し、小型除雪機や移動式小型融雪機を無償貸出します。

「期間」 ・ 12/20～3/20
・ 1シーズン2回まで

「燃料・電気代の負担」

- ・ ボランティア⇒市負担
- ・ 道路除雪⇒利用者負担

「申請方法」

- ・ 電話で予約状況確認
- ・ 使用希望日の7日前までに
持参又は郵送により申込書提出

【お問合せ：雪対策課25-6225】



福祉除雪ボランティアマッチング事業

- 除雪が困難な方が対象で、有償ボランティアにより
玄関前から道路までを除雪する事業

【お問合せ：社会福祉協議会90-1449】

※除雪の支援をしたい人「提供会員」を募集しています
・ ご利用につながらないこともあります

高齢者等屋根雪下ろし事業

- 高齢者等が居住する家屋の屋根の雪下ろしを自力や家族
などで行うことが困難な場合に、非課税世帯に対し、
雪下ろしとそれに伴う排雪などにかかる費用の一部を
助成する事業

【お問合せ：長寿社会課25-6457】

住宅入口に雪を残さないよう配慮する制度

- 高齢者（80歳以上又は70～79歳で要支援1以上か同程度
の方）及び身体障害者手帳1・2級の方で構成される世帯
で、自分や家族で道路除雪作業後に残される雪の処理が
困難な場合に、住宅出入口部分の道路上の歩行通路幅に
雪を残さないように配慮する制度です。

※今年度の申請受付は終了しました